



いっね!!南房総の教育

千葉県木更津市貝淵3-13-34
TEL 0438(25)1311
FAX 0438(22)4302
発行責任者 所長 永島 謙



事務所は学校の応援団

梅雨が明け、夏本番を迎えました。各学校は夏季休業に入りましたが、先生方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

私は、先日、コンプライアンス研修に参加してきました。その研修において、『コンプライアンスとは、社会的要請への適応である。』と学びました。

それでは、南房総教育事務所への社会的要請（県民や地域社会、教職員等からの期待）は何か。私は、『市町教育委員会と連携し、学校教育の質を高めていくこと』であると考えます。

南房総教育事務所は、『授業改善』と『業務改善』の視点を持ち、『学校の応援団』として取組を進めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いします。

所長 永島 謙

サンサン (3S) 南房総

3つのS(サンサン)をモットーに!

S 誠実 に対応する 教育事務所

S 相談 しやすい 教育事務所

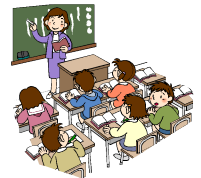
S 信頼 される 教育事務所

それぞれの課・室の重点目標は

- 【総務課】◎迅速・的確な業務運営
- 【管理課】◎信頼される学校づくり
- 【指導室】◎質の高い教育の実践

こんなすばらしい実践がありました

1学期に所長訪問で46校、計画訪問で24校の訪問をしました。御協力ありがとうございました。訪問の際に拝見することができた素晴らしい実践の一部を以下に紹介いたします。2学期以降の実践の参考になればと思います。



(1) 生徒指導関係参考資料(いじめ解消カード)の取組

学校名: 袖ヶ浦市立蔵波小学校

よい点: いじめの認知と解消については、意識がまだまだ甘い学校があるのが現状です。特に、解消については、29.3改定による解消の定義にそった対応がきちんととられていない学校がみられます。この蔵波小の「いじめ解消カード」はいじめの認知から解消までの確認が一体となっており、いじめの解消の定義にそって、管理職はもとより学校組織での対応(確認)ができるようになっています。

※資料は別途添付してあります。

いじめ解消確認カード

提出 月 日

提出者 担任

確認の要領
【いじめの防止等に関する基本法的方針】の策定(平成29年3月 最終決定)
①被害者に対する行為が正定している状態が担当の期間継続していること。
被害の期間とは、少なくとも3日以上を要する。
②被害者からの訴えが本人または第三者を通じて認められること。
被害者本人及びその保護者に話し、確認により確認する。

1. 事実について
①認知年月日 平成 年 月 日
②被害者名
③加害者名

2. 指導後の経過(どちらかに○)
①その後の経過はなかった
②関係者間に問題があった
4. △ (継続を行う) 3. △ (問題の経緯を記入)

3. その後の経過した経緯について

4. 実状内容について
認知日時 平成 年 月 日
対策 保護者・本人 (どちらかに○)

校長	教頭	主任	担当	指導	学年主任	担任	その他関係職員

(2) 教室環境の工夫

①M中学校のロッカー整理

ロッカーの壁に、きちんと整理された状態の写真がパウチされて貼ってありました。どのように整理したらよいか、視覚で分かるよい環境作りでした。

②K小学校の教室環境

ユニバーサルデザインを意識した取組が感じられました。教室全面は徹底的にすっきりとさせ、側面や後ろの壁に必要な掲示物を貼ってありました。教室数も多かったですが全校で統一されており素晴らしいと感じました。

こんな本はいかがでしょう

夏休みも中盤、学校閉庁日を中心に少しまとまったお休みをとっている教職員の方もいることでしょうか。このような時期にまた、今後の読書の秋に読んでみたらどうでしょうか。事務所所員がおすすめする、または気になる書籍を紹介いたします。

著名「発達障害の僕が輝ける場所をみつけられた理由」

著者 栗原 類 出版社 KADOKAWA

発達障害の診断を受けた当事者が執筆したもので、発達障害を知る手掛かりのひとつになります。

日々の生きづらさや、それを克服するための自分なりの手立てや工夫、周りの理解があることでどれだけ救われるかなど、発達障害を抱える人や関わる人にとってとても参考になる本です。支援者としてこうありたい、というヒントがたくさんありました。

著名「ブラック部活動 子どもと先生の苦しみに向き合う」

著者 内田 良 出版社 東洋館出版社

学校における部活動のあり方に一石を投じた一冊です。現場でも行政でも参考になると思います。ぜひ、ご一読を。

著名「虹色のチョーク」

著者 小松 成美 出版社 幻冬舎

社員の7割が知的障がい者のチョーク工場の取組です。



いじめ解消確認カード

月 日提出

担任名 _____

確認の根拠

「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（平成29年3月 最終改定）

①被害者に対する行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、**少なくとも3か月**を目安とする。

②被害者がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害者本人及びその保護者に対し、面談により確認する。

1. 事案について

①認知年月日 平成 年 月 日

②被害者氏名 _____

③加害者氏名 _____

2. 指導後の経過（どちらかに○）

①その後問題はなかった

②関係者間に問題があった

↓

↓

4. へ（面談を行う）

3. へ（問題の詳細を記入）

3. その後起きた問題について

--

4. 面談内容について

面談日時 平成 年 月 日

対象 保護者・本人（どちらかに○）

内容

校長	教頭	教務	生徒指導	学年主任	担任	その他関係職員